

第104回東京都北区都市計画審議会 議 事 録

◇ 日 時 令和元年7月23日(火)
午後1時30分～午後3時24分

◇ 場 所 区役所第一庁舎 第二委員会室

◇ 出席委員 17名

会 長 久保田 尚

委 員 村 上 美奈子 北 原 理 雄 吉 原 一 彦

木佐貫 正 渡 辺 かつひろ 古 田 しのぶ

永 沼 かつゆき 青 木 博 子 名 取 ひであき

本 田 正 則 上 野 紀 一 小 川 孝

松 本 晴 光 尾 花 秀 雄 齊 藤 正 美

遠 藤 幹 雄

◇ 欠席委員 1名

委 員 矢 野 誠

1. 開 会

(まちづくり部長)

皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、第104回東京都北区都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、次第に沿いまして進めさせていただきます。

2. 委員等の紹介

(まちづくり部長)

※委員等の紹介をおこなう。

3. 出席委員数の報告

(まちづくり部長)

※審議会を構成する委員18名のうち17名が出席しており、東京都北区都市計画審議会条例で規定する定足数を満たすことから、本会議が有効に成立していることを報告する。

4. 資料の確認

(都市計画課主事)

※資料の確認をおこなう。

5. 議 事

(会長)

皆様、こんにちは。新しく委員になられた方もいらっしゃるということでございますので、一言だけご挨拶申し上げたいと思います。

本審議会は毎回非常に活発かつ慎重にご審議いただいております。今後とも、同じ方針でいきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

では、早速ですけれども、進めたいと思います。

まず、本日の会議については、先ほどご報告がありましたとおり、有効に成立しております。

続きまして、議事録の作成ですが、議事録署名の方を毎回お願いしております。本日は、吉原委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

では、議題に入りますが、本審議会は毎回、原則公開となっております。したがって、傍聴の方には入場いただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

＜ 傍聴者入場 ＞

では、議題に入りたいと思います。

議事次第をご覧くださいますと、本日は諮問事項が2件ございます。この第268号

議案、そして第269号議案、いずれも関連がございますので、まず一括して、所管課からの説明をお願いいたします。

(十条まちづくり担当課長)

それでは、第268号議案及び第269号議案の上十条一丁目4番地区における特定防災街区整備地区及び防災街区整備事業について、一括してご説明をさせていただきます。

恐れ入ります、ここから着座にて失礼いたします。

議案の説明の前に、まず、机上に配付しております補足資料で、地区の現況などについてご説明させていただきます。

この防災街区整備事業は、制度が創設されて16年ほど経過しておりますが、まだ多くの実績がある事業ではございません。今回の十条地区を含めまして、都内でまだ9件目というような状況でございます。

しかし、昨年度、北区では志茂地区で都市計画決定をして事業を進めており、北区では二つ目の事例となります。

この防災街区整備事業の施行は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、いわゆる密集法の中で防災街区整備事業地区計画の区域内か、もしくは特定防災街区整備地区の地区内に該当していれば、防災街区整備事業の都市計画を定めることで、事業をおこなうことができます。

今回の十条地区ですが、志茂地区の防災街区整備事業と違う点といたしまして、志茂地区では、当初から施行地区が防災街区整備事業地区計画として定められていたため、防災街区整備事業のみの都市計画決定をして事業化に至りました。

本地区は、防災街区整備事業地区計画を定めておりませんので、まず本地区を特定防災街区整備地区に指定した上で、防災街区整備事業の都市計画を決定して事業を進めていくこととしております。

それでは、お手元の補足資料1、要旨から説明させていただきます。

平成28年度に上十条一丁目4番地区の区域内で、地権者の発意による民間主導の共同建替事業が進みまして、昨年10月に、土地建物権利者全員の同意による「上十条一丁目4番地区防災街区整備事業準備組合」が設立されました。ちなみに準備組合の構成でございますが、権利者11名で、土地所有者が5名、借地権者が6名となっております。

また、準備組合設立の翌月11月には、北区長宛てに、防災街区整備事業による共同化の実現に向けた「まちづくり提案書」が提出されております。

区では、この提案書を受けまして、老朽木造建築物が密集し、延焼防止の措置や道路、公園などの特定防災機能が確保されていない地域を対象とする「特定防災街区整備地区」を指定し、「防災街区整備事業」を活用した共同建替をおこなうことで、地区が抱える木造住宅密集地域の解消による防災性の向上に向けたまちづくりの課題解決が寄与できると判断して、本事業の取り組みに係る都市計画の手続きを進めていくとしたものでございます。

次に、今回、都市計画審議会に付議させていただいております特定防災街区整備地区と防災街区整備事業について、簡単にご説明させていただきます。

まず、特定防災街区整備地区でございますが、密集市街地での火災や地震などの災害に対して、防災機能の確保と、健全な土地利用を図るために、都市計画で定められる地区で密集法に基づく制度になります。

地区の指定は、本地区のように老朽化した木造建築物が密集し、延焼防止の措置や道路、公園などの特定防災機能が確保されていない地域が対象となりまして、指定されま

すと、建物を建てる際に最低敷地面積、壁面の位置など、都市計画として定めることで、建築物に一定の制限を設けることとなります。

次に、防災街区整備事業でございます。こちらにも密集法に基づく事業となっております。密集市街地の防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るために、従前の土地・建物を市街地再開発事業の仕組みを活用して、共同建築物に建て替えることで、防災機能を備えた建築物や公共施設の整備をおこなう事業となります。

事業の枠組みにつきましては、市街地再開発事業に準じることとなりますが、市街地再開発事業が主に高度利用を目的にするものに対しまして、本事業は防災機能の確保を目的としておりますので、必ずしも高度利用をおこなう必要がございません。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目でございます。

2番の地区の現状になります。本地区は、区域面積約0.2ヘクタールで、下の位置図にお示しのように、十条駅東側約300メートルに位置し、その下にありますよう拡大図にお示しのように、北側の都道である補助第85号線に接しており、東側から南東にかけて私道、西側の区道に囲まれた地区となっております。

次に、3ページに現況の写真を添付しておりますので、合わせてご覧ください。

建物の現状でございますが、全て昭和50年代以前に建てられた木造の建物で、写真の1から5にお示しのように、補助第85号線に面して、各店舗や住宅が建てられております。

また、写真⑥から⑧にお示しのように、こちらは私道に面しております。住宅だけではなく、空き家もあるような状況でございます。

さらに写真⑨及び⑩にお示しのように、こちらは区道に面しており、建物が建てられております。

このように本地区の現況は、土地が細分化されており、中には、旗ざお地もあることから、土地利用が健全でない状況となっております。また、老朽した木造の家屋が多く存在していることや、地震による建物の倒壊の危険性、道路の閉塞のおそれ、さらに火災の発生・延焼のリスクがあり、防災上非常に危険性の高い状況となっております。

このような現状であるため、区では、本地区が抱える防災まちづくりの課題を解決していくため、本事業を実施することで課題解決に貢献できると判断し、本事業の取り組みにかかる都市計画決定に向けて調整を進めてまいりました。

次に、3番の計画概要でございます。

(1)の建物の用途でございますが、店舗・共同住宅を予定しているということでございます。

次に、(2)の建物の規模でございますが、鉄筋コンクリート造で地上12階建てとしており、事業者からは、約70戸の住宅を予定していると同っております。

以上が補足資料の説明となります。

それでは、手元の資料1、第268号議案「東京都市計画特定防災街区整備地区の決定について（上十条一丁目4番地区）」（北区決定）に関する資料のご説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

北区長から都市計画審議会宛の諮問文でございます。

次に2ページをご覧ください。

概要書となっております。

まず、1の都市計画の種類及び名称は、東京都市計画特定防災街区、整備地区特定防災街区整備地区（上十条一丁目4番地区）です。

次に、2の位置、3の決定内容、4の決定理由、5の意見要旨と見解は、この後別紙にてご説明させていただきます。

最後に、6のこれまでの経過と今後の予定でございます。

まず、経過といたしましては、今年の4月25日に都市計画の原案の説明会をおこない、10名の参加がございました。

次に、6月12日、東京都知事協議の結果通知でございますが、東京都としては、特に意見はないとの回答をいただきまして、その写しを11ページに添付させていただいております。

次に、3行目の都市計画の案の公告・縦覧及び意見書の提出でございますが、お示しの6月14日に公告いたしまして、以降28日までの2週間、縦覧をおこない、2名の方が縦覧をされました。意見書につきましては、この後、別紙にてご説明させていただきます。

本日、北区都市計画審議会を開催させていただいているところで、今後の予定としましては、本日の都市計画審議会の答申をいただいた後に、8月の下旬から9月上旬に都市計画の決定の告示を予定しているところでございます。

続いて、3ページをご覧ください。

計画区域の位置図をお示ししております。

次に、4ページをご覧ください。

本日ご審議いただく、東京都市計画特定防災街区整備地区の北区決定の内容について、お示しをしております。

左から種類として、特定防災街区整備地区（上十条一丁目4番地区）、位置は、上十条一丁目4番の一部、面積は約0.2ヘクタールとなります。

次に、制限内容についてです。今回の特定防災街区整備地区では建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最低限度を定めております。

左からご説明しますと、建築物の敷地面積の最低限度については、100平方メートルとし、建替えの際には、これ以下の敷地面積での建替えができない制限としております。これは、最密集化を防ぐ観点から100平方メートル以上とする密集法施行令第34条、個別利用区の最低面積を準用しておりまして、その中では、最低敷地面積は100平方メートル以上からという制限を設けていることから、その最低ラインである100平方メートルとしているものでございます。

続いて、壁面の位置の制限につきましては、この後、計画図を見ながらご説明させていただきます。

次に、建築物の高さの最低限度についてですが、最低限度高度地区を参考に7メートルとし、建替えの際には7メートル未満での建替えができない制限としております。

少し飛びまして、7ページまでお進みください。

壁面の位置の制限になります。ご覧のとおり、東側から南側の私道及び西側の区道は、道路中心から2メートルの位置にある道路境界線から建築物の壁面までの距離を1.5メートルとする制限としております。

まず、道路境界線についてご説明しますと、当該計画地周辺の東側から南側の私道及び西側の区道は、4メートル未満であり、建築基準法上のいわゆる42条2項道路となっております。本事業にかかわらず次の建替えでは、4メートルの道路となるように後退しなければ、建物が建築できない道路となっており、このことから底地の所有形態にかかわらず、道路境界線はそれぞれの道路中心線より2メートルの位置となります。

次に、道路境界線から建築物の壁面までの距離を1.5メートルに設定した根拠でございます。北区内で一定規模以上の集合住宅などを建築する際に適用される北区居住環境整備指導要綱を準用しております。この指導要綱では、道路境界線から建築物の壁面の距離を基本的に1.5メートルとする制限としております。

次に、敷地境界から建築物の壁面までの距離の制限についてですが、指導要綱では、

計画地の過半となる用途地域が近隣商業地域もしくは商業地域である場合、制限なしとなっております。この考えを準用しまして、当該計画地の過半が近隣商業地域であることから、制限はなしとしております。

最後に、北側の補助線、補助第85号線側についてですが、東京都により将来的に幅員約30メートルにすることが計画されていることから、今後、東京都と事業者で協議をして進めていくこととし、道路境界線から建築物までの壁面までの距離を1.5メートルとする制限は設けておりません。

次に、8ページをご覧ください。

都市計画の案の理由書でございます。先ほど補足説明でも述べていることが多くございますが、改めて確認をさせていただきます。

2番の理由でございます。

本地区は、老朽化した木造住宅が密集しており、地震による建物の倒壊や道路の閉塞、火災による延焼など、防災上、非常に危険性が高い状況となっております。こうした状況の中、平成30年10月に「上十条一丁目4番地区防災街区整備事業準備組合」が設立され、11月には地区の防災性の向上などの課題を解決するため、防災街区整備事業による共同化を提案した「上十条一丁目4番地区まちづくり提案書」が北区に提出されました。

本地区を含む十条地区は、北区都市計画マスタープラン2010及び十条地区まちづくり基本構想（修正版）において、木造住宅密集地域の改善をまちづくりの重点課題として捉え、災害に対する脆弱性を早期に克服し、居住環境の向上を図るエリアとして位置づけられています。

また、東京都防災都市づくり推進計画において「重点整備地域」に位置づけられており、「木密地域不燃化10年プロジェクト」として、北区と東京都が連携を図りながら、木密地域の改善に向けて、重点的・集中的に各種施策に取り組んでおります。

さらに、防災街区整備方針においては、木造住宅密集地域を対象として、建築物の不燃化や道路、広場等の整備を図り、安全で安心して住み続けられる防災まちづくりを進めることを目標に、防災再開発促進地区に指定されております。

このような現状、方針・計画を受けまして、本地区において、防災性の向上などを推進していくため、施行区域面積約0.2ヘクタールについて、上十条一丁目4番地区防災街区整備事業の都市計画とあわせて、特定防災街区整備地区（上十条一丁目4番地区）の都市計画原案を決定するに至りました。

次に、9ページをご覧ください。

都市計画案の広告、縦覧及び意見書の提出でございます。

縦覧者は2名で、意見書提出が2件ございました。賛成・反対に関する意見については1通もございませんでしたが、その他の意見として2通いただいております。

意見について簡単にご説明しますと、(1)では、反対ではないが、事業は全員同意を原則として、強制力のある都市計画決定は慎重に判断するべき、というご意見をいただいております。

区の見解といたしましては、右側に記載がございますとおり、本件都市計画は、地区内の土地・建物権利者全員が参加した準備組合より「まちづくり提案書」が提出されたことで、地区内の合意形成が得られたものと考えております。区としては、木造住宅密集地域の解消による防災性の向上など、まちづくりの課題解決に資すると判断し、都市計画法に基づく手続きを進めているところです。

続きまして、10ページをご覧ください。

(2)、(3)でございます。

(2)では、当該都市計画について地元協議会で議論をおこなうべき、という意見を

いただいております。

また、（３）では、現在検討中の地区計画の内容を踏まえ、当該都市計画を地域住民の意見に沿った都市計画案に見直すべきというご意見をいただいております。

区の見解といたしましては、現在検討中の地区計画は地元協議会等で対象地区内の皆様に広く意見を伺い、合意形成を図っております。本件の都市計画は、個別事業の地区指定であり、地区内の合意形成が得られているため、都市計画法の手続を進めております。

なお、本件都市計画は、現在検討中の地区計画の議論を踏まえた内容としております。

続いて、（４）では、補助第８５号線の正当性について、（５）から（７）につきましては、建物について、（８）は、工事について、それぞれ意見をいただいております。こちらにつきましては、各事業者にご意見があった旨を申し伝えてまいります。

最後に１１ページをご覧ください。

概要書でご説明させていただきました東京都知事協議の結果通知書になります。

以上が東京都市計画特定防災街区整備地区の説明になります。

続きまして、資料２、第２６９号議案「東京都市計画防災街区整備事業の決定について（上十条一丁目４番地区防災街区整備事業）」（北区決定）に関する資料の説明をさせていただきます。

１ページをご覧ください。

先ほどと同様で、北区長から都市計画審議会宛の諮問文でございます。

次に、２ページ目をご覧ください。

概要書となっております。こちらも先ほど説明した特定防災街区整備地区と同様の内容となっております。

３ページには、計画区域の位置図をお示ししております。

続いて、４ページ目をご覧ください。

本日、ご審議いただきます東京都市計画防災街区整備事業の決定（北区決定）の内容についてお示しをしております。

上から名称といたしまして、上十条一丁目４番地区防災街区整備事業。面積は約〇．２ヘクタールでございます。公共施設の配置及び規模につきましては、道路として種別で二つございまして、一つは、補助線街路、もう一つは、区画街路となっております。

補助線街路の名称は、補助第８５号線としており、規模などは、別の都市計画で定めております。

次に、区画街路の名称でございますが、特別区道北１００６号としており、規模としては、地区内の幅員が２メートル。延長は約２０メートルでございます。

次に、制限内容についてです。今回の防災街区整備事業では、構造、高さ、配列を定めております。左からご説明しますと、構造については、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造などによる耐火建築物とし、建替えの際には、耐火建築物とする制限になります。

次に、高さにつきましては、７メートル以上とし、先ほどの特定防災街区整備地区と同様になります。また、配列についても、先ほどの特定防災街区整備地区と壁面の位置の制限と同様となっております。

次に少し飛びまして、７ページまでお進みください。

公共施設配置図になります。右下に凡例がございますが、まず、北側、補助第８５号線の道路中心線から１３メートルから１５メートルでハッチングされたエリアを補助線街路としております。

次に、西側、特別区道北１００６号の道路中心線から２メートルでハッチングしたエリアを区画街路としております。

今後、事業者が関係部署と協議を進めながら、北側は都道として、西側は区道として拡幅整備の調整を図ってまいります。

８ページ以降は、先ほどご説明した特定防災街区整備地区と同様になりますので、説明を割愛させていただきます。

私からの説明は、以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明のありました両議案につきまして、質疑をまとめておこないたいと思います。どちらの議案についてのどの点でも結構でございますので、挙手の上、ご発言をよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。お願いいたします。

(委員)

ちょっとお聞きしたいのですが、共同建替の建物は地上１２階建てなんですね。高さは３０メートルを超えると考えてよろしいですか。

(十条まちづくり担当課長)

３０メートルを超えております。

(委員)

そうすると、一応風害ということがちょっと問題になりますか。結局、道路幅が北側を除いて、大体４メートルの幅になりますよね。風害の対策は、なされているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(十条まちづくり担当課長)

風害対策でございますが、事業者である準備組合、これから組合を設立する前の段階でございますが、その準備組合では現在のところ風害までは考えていないのではないかと想定しております。

(委員)

はい、わかりました。ただ、やはり風害については、今後のことがあると思います。そのあたりは、もうちょっと検討する余地があるかなと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

(会長)

ちなみに先ほどご説明いただいた補足説明資料に写真が載っておりますね。補足資料の３ページ目にある④という写真の右側にマンションが建っているように見えますが、これが大体１２階建てぐらいなんですか。これについては、何か風害に関する情報はございますか。

(十条まちづくり担当課長)

こちらは民間の建物であり、風害に関する情報は特にございません。

(会長)

今のところ、そういうことだということです。ありがとうございました。

ほかはどうでしょうか。

(委員)

私どもはこの補助第85号線の拡幅について、もともと必要のないものだという立場ですが、この当該の計画については、全員同意ということもありますので、権利者の間だけではなくて、周辺の方々との調整を風害問題も含めてしっかりしていただくということを求めて、賛成をしたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。
ほか、いかがでしょうか。

(委員)

資料の1の7ページ目に、地図がありますので、これに沿ってちょっと質問します。東側にある道路中心線、これは私道のところに、2メートルセットバックして、1.5メートルの壁面の位置の制限というのがあります。道路というか通路がもう少し広くなるということを示しているのだと思います。この道、ずっと行って角で折れて、行き止まりになってしまうのですが、今の私道の形にただ合わせているのかなという気がします。これはやはり、しょうがないのですか。ただ、行き止まりの通路が復元されるように思います。

(会長)

こちらについて、回答をお願いします。

(十条まちづくり担当課長)

行き止まりの私道がそのように現状なっておりまして、準備組合としても、このような形の中で、建築の計画を進めているという状況でございます。

(会長)

ほか、どうでしょう。よろしいでしょうか。
特に、ご質問、ご意見がほかになれば、採決に移りたいと思いますが、よろしいですか。

(なし)

(会長)

それでは、東京都北区都市計画審議会条例第5条第3項に基づいて、採決に移ります。採決は、個別におこないます。

まず、第268号議案「東京都市計画特定防災街区整備地区の決定について（上十条一丁目4番地区）」北区決定の案件でございます。

本議案につきましては、原案のとおり、区長に答申するということで、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(会長)

ありがとうございました。全員挙手をいただきましたので、原案のとおり区長に答申させていただきます。

続きまして、第269号議案「東京都市計画防災街区整備事業の決定について（上十条一丁目4番地区防災街区整備事業）」北区決定の案件でございます。

本議案につきましては、原案のとおり、区長に答申するという事で、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(会長)

全員挙手をいただきましたので、原案のとおり区長に答申ということにさせていただきます。ありがとうございました。

本日の諮問案件は、以上でございます。

続きまして、報告事項「北区都市計画マスタープランの改定」の素案についてでございます。

事務局からのご報告をお願いいたします。

(都市計画課長)

では、お手元に資料3と題されております3つの資料から構成されたものがございしますので、そちらに基づきまして、ご説明申し上げます。

少々お時間をいただくことになりますので、申しわけございませんが着座にてご説明させていただきます。

ではまず、冊子となっております「北区都市計画マスタープラン改定素案」について、概略ではございますが説明させていただきます。

なお、説明については、3つの資料を通しておこなわせていただきます。ご意見、ご質問等については分けておこなっていただくよう、よろしくお願いいたします。

では、冊子の目次をご覧ください。

まず全体の構成でございます。

前回、審議会でご覧いただきましたものと、全体構成としては同様なものとなっております。若干中身について入れかえ等おこなっております。

まず、序章、1章で、考え方と現状の分析をおこなっております。

続きまして、区全体に関する構想として、第2章から第4章まで、将来ビジョン、土地利用の方針、分野別の方針というものを示させていただいております。それらを受けまして、地区別の構想といたしまして、第5章をお示ししております。

次のページになりますが、第6章、こちらで実現化の方策をお示しして、全体で全7章の構成となっております。前回の資料ですと、第6章部分、項目だけのお示しとなっておりますでしたが、今回の資料では、内容等も含めながら、素案としての体裁、形を整えさせていただきましたので、そちらも含めたご審議をお願いしたいと思います。

では、序章になります。基本的な考え方をお示したものです。

「序ー1 マスタープランとは」に始まり、役割や位置づけの整理を再度させていただいております。4ページには、改定の趣旨についてお示しをしております。東京都の動き等も加えながらお示しをし、計画期間についてはこれまでのマスタープラン同様、10年ごとに全体の見直しをおこなうこととしております。

最終の6ページにおきましては、全体の構成をここで一度お示しをしようということで、序章の最後、全体構成のお示しとなっております。

次に、第1章です。現状分析、課題提示でございます。

まず、8ページ、9ページ見開きで、魅力要素を挙げさせていただいております。今回の都市計画マスタープラン、こういった形で魅力要素等もシティプロモーションも意識しながら現状分析に入れていこうということで、第1章冒頭の見開きとしております。

この見開きの部分で、魅力要素の分類をおこなっております。こういった中、暮らしの視点も加えながら、冒頭でお示ししております。

続きまして、10ページから14ページ。こちらにつきましては、一般的な現状分析としまして、地形、歴史、土地利用、また人口についてをご記載をさせていただいております。前回、お示したものの内容等をさらに精査しております。

続いて、15ページ、16ページです。

こちらは、現行の都市計画マスタープランの進捗状況と課題整理をおこなっております。16ページの最後のところで、今後の取り組みの中での視点ということで、3つお示しさせていただきながら、また、イラスト等枠部分加えて、少しでも見やすいものにと考えております。

続きまして、17ページ、18ページです。

近年の社会動向についての整理をおこなっております。こちらについても、18ページのところで、最後二つの視点というところでのお示しとなっております。

続きます19ページから22ページ、こちらにつきましては、平成29年に策定されて、現在、東京都の計画や方針改定する際のもとなっております都市づくりのグランドデザイン、こちらにおける北区の位置づけを整理しております。

前回お示していたものを再度構成し直しまして、少し内容も加えながらよりわかりやすいものにするために整理いたしました。22ページまでを都市づくりのグランドデザインの整理としております。

続く23ページ、こちらは北区における上位計画等を受けた施策の方向性について整理しております。

最後、第1章の最後となります24、25ページ、こちらの見開きにつきましては、この章のまとめとしまして、基本的な三つの課題、さらに七つの都市づくりの課題ということで、具体的な課題、7つの項目を提示しております。

続く第2章では、これまでの魅力要素、課題等の整理を受けまして、ビジョンの提示の章となっております。

28ページについては、これまでの整理を受けた将来の都市像として、「人と人のつながりがあり、利便性とうるおいのある暮らし」という都市像を掲げております。

29ページについては、これまでの整理、上位計画や魅力要素、7つの課題の関係を再度整理させていただいたものとなっております。中央部分、それぞれの暮らしのイメージというところでご提示させていただいて、それが次ページへ続いております。暮らしのイメージの具体的な内容につきましては、30ページに文章で記載をしております。

これにつきましても、前回より追加修正等をおこなっております。

隣の右側、31ページにつきましては、これから後になります3章、4章、5章の関連性をお示ししております。第4章では区の共通の課題である分野別のお示しを、それに対しまして、第5章では地区別のまちづくりの方針をお示ししております。これらの関係性を、縦軸横軸というような表現を使って整理をさせていただいております。

続く32、33ページにおきましては、わかりやすくイメージできるように、イラスト等を挿入する予定でございます。

続く34ページからが将来都市構造となっております。

まず、3段階の拠点の設定をおこないまして、集約型の地域構造を目指すこととしております。

35ページにおきまして、各拠点につきまして、性格づけのご提示をしております。

また、各拠点の具体的な名称等も再度整理をさせていただいております。

36ページにつきましては、ネットワークの考え方、こちらを、移動とうるおいということで整理をさせていただき、37ページ、将来都市構造図という形でまとめさせていただきます。

こちらが第2章のまとめです。

続く第3章、土地利用の基本方針となります。

40ページから46ページにわたって、先ほど設定をいたしました各拠点の基本方針についてそれぞれの段階に応じたお示しをしております。北から赤羽、十条・東十条、42ページが王子、田端、43ページが「地区連携拠点」というところで、順次お示ししております。

46ページにつきましては、生活中心、各拠点についてということで、前回は具体的な内容のお示しができなかったのですが、今回は若干お示しができているという状況でございます。

続きまして47ページ、土地利用誘導の基本方針ということで、まず、基本的な考え方をお示ししております。

48ページでは、地形や地域特性の視点をお示ししております。また、新たな考え方として、コンパクトなまちづくりという視点を一番下にお示ししております。

49ページでは、住宅と工業、商業といった産業との関係を整理しております。続きまして、建物高さです。建物高さの誘導につきましては、基本的に現行の都市計画マスタープランと同様の考え方となっております。

50ページになりますと、土地の有効活用ということで、敷地の集約化などについての記載をさせていただいております。

続きまして、51ページからが、ゾーン区分ということで、各市街地について性格づけをおこなっております。今回は、6種類を設定して、それぞれの誘導の方針を示しております。

52ページに北区でのそれぞれのゾーンというところでのお示しをさせていただき、53ページ以降、それぞれページごとに3つのゾーンにつきまして、土地利用の誘導の方針というところでの表示をさせていただいております。

このゾーンをお示したところで、第3章の土地利用の基本方針のまとめとしております。

続きまして、第4章です。分野別の方針のお示しでございます。

まず56ページ、57ページ見開きの部分で、今回、分野として取り上げます五つの分野、こちらの概念、概要につきまして、まずはお示ししております。こちらにつきましても、イラスト等の挿入によりまして、皆様にイメージがしやすいものにできればと考えております。

また、各部分、タイトルにつきまして、幾つか前回のものからさらに見直しをおこない、よりイメージがしやすいものへ工夫しております。

では、まず第一番目、おでかけ環境という部分です。こちらは交通関係について、基本的な考え方、また各施策につきまして、図を用いながらお示ししております。

59ページ、60ページで図をお示しし、具体的な体系につきましては61ページからお示ししております。

まず、61ページでは、環境づくりの関係、さらに公共交通網に触れながら、さらに62ページ、63ページには、ネットワークの形成につきましてお示しをしております。駐車場の確保に触れながら、また道路構成の考え方等もこちらでお示しをしております。

64ページにつきましては、バリアフリーの推進についてというところで、記載をさ

せていただきました。

続く66ページからは、交流を育む魅力ということで、水・みどり、また景観につきまして、同様のお示しとなっております。冒頭の部分、67、68ページでは、図を用いて方針をお示しし、実際の施策の体系につきましては、69ページでネットワークの関係、崖や川、街路の部分をお示しし、70ページでは、みどりの関係のまとめをおこなっております。

71ページでは、水辺やみどり、こうしたものをいかした施策というところでまとめをおこないつつ、こちらでも、潤いと交流のエリアというようなところで4つのエリアの提示をしております。

72ページにつきましては、最後、景観について、構成をおこないながら記載をしております。

続きまして、74ページからが住環境についてお示ししております。こちら、図面等は用いずに施策の体系を説明しております。冒頭75ページは、ライフステージに応じた住環境の充実というところで、それぞれの場面に応じた施策の展開についてお示ししております。

さらに76ページについては、商店街、また学べる環境、バリアフリー等についての説明です。

77ページに入りまして、防犯についての記載でございます。コラム等を用いながら近年注目されている防犯について少し厚めに記載をさせていただきました。

続く78ページからが環境共生というところで、環境の関係でございます。ICTやシェアといった概念も含めた説明となっております。こちら図ではなく、文章ということで、施策体系につきましては、79ページから都市環境や低炭素化の推進。また、80ページ、環境問題への対応としまして、エネルギーの活用というところをお示ししております。

81ページでは、近年注目されているICT、またシェアリング等についての記載をしております。

第4章の分野別最後となります災害関係の記載、こちらは82ページ以降となっております。

まず、こちらは図面が83ページから85ページにわたって、市街地の形成や水害、土砂、また避難路等についての説明をお示しし、86ページから施策体系をお示ししております。まずは、震災・水害についてです。さらに87ページ土砂災害の記述をして、それを受けまして、災害の対応力の関係をお示ししております。

さらにページを進んでいただくと88ページには、近年注目されている事前復興について記載をさせていただいております。

以上が第4章のそれぞれの記載ということで、前回お示したもののから追加、修正、削除等をおこなっております。

続く第5章は、地区別のまちづくり方針です。

92ページ、こちら冒頭に置きまして、赤羽、王子、滝野川の3地域についても将来像を設定するというところで、ご説明を加えさせていただきます。それぞれの将来像、こちらまとめて3地域7地区のものをお示ししております。

93ページでは、第5章全体の構成について概略図をご紹介します。

まず、地区別方針ですが、冒頭94、95ページで地区設定の考え方について、これまでの地区設定に加えて、コミュニティの関係等も考慮して一部重複はございますが、地区を整理して説明をおこなっております。

前回お示したこういった地区区分、またこの後の3地域の将来像につきましては、第2章の部分でございましたが、地区地域別ということで、今回は第5章のところでも

とめる構成に変更させていただいてございます。

次の96ページに、それを受けまして、赤羽、王子、滝野川、三つの地域の将来像について、一括してこのページを利用して記載させていただいております。それぞれの地域での表示、再度中身も精査しており、新たな構成となっております。

その後、97ページ以降が7地区別の表示方針の表示となっております。7地区ごとの記述の順番については共通でございます。

一つ目、浮間地区を例にとりますと、97ページで、まず町の特徴について、人と成り立ちというところからお示ししております。下半分の部分には、地区を代表するような写真を挿入することを考えております。

続く98、99ページにつきましては、まずは魅力の要素の整理をしようということで、魅力の要素について書き出しをおこなっております。こちらにつきましても、新たに加えた部分、修正を加えた部分等がございます。

それを受けて、100ページでまちづくりの課題の整理をおこなっております。同じ100ページでその魅力と課題を受けて、まちの将来像という設定をさせていただいております。

それらを受けまして、101ページ、102ページにわたって取り組みの方針をお示ししております。

お示しは、3、4章の順番でおこなっております。土地利用、お出かけ環境、交流を育む魅力、住環境、環境共生、災害対応力という、3、4章とリンクした順番でのお示しです。

そして、最後のページとなります103ページで、それらをまとめた方針図をお示ししております。

以下、見開き等の関係になりますけれども、赤羽東地区につきましては105ページから、やはり同じように町の特徴から入りまして、106、107ページが見開きでの魅力要素です。108ページ、課題の整理をいたしまして、109ページでは、将来像の設定、さらに引き続きでの取り組みの方針の記述となっております。

赤羽東地区につきましては、取り組みの方針が112ページまで続き、まちづくりの方針図を113ページでお示ししております。

同様に、赤羽西地区、こちらは115ページからのご紹介となります。119ページからは取り組みの方針をそれぞれ挙げさせていただき、121ページに方針図をまとめております。

続く王子東地区につきましては、123ページから同様の記述となっております。王子東地区のまちづくり方針図については131ページでお示ししております。

また、続く王子西地区でも133ページから同様の記載をさせていただきまして、こちらの方針図につきましては141ページでまとめております。

143ページからは、滝野川東地区となります。こちらも同様にお示しをし、149ページでまちづくりの方針図をまとめております。

151ページからが滝野川の西地区、7地区目となります。こちらも同様の表示をいたしまして、158、159ページに見開きでまちづくり方針図をお示ししております。

では、次に第6章、162ページからです。これまで、項目だけだったものを具体的にお示ししておりますのでご覧ください。

162、163ページには、考え方、またそれぞれの主体の役割についてお示しました。

163ページ下半分の部分、文章だけではなく、少し相互関係の部分もイメージできるように工夫をさせていただいております。

164ページ、協働のまちづくりによる魅力の創出というところで、イメージ、目標

等、お示しをしております。

後ほどご説明いたしますワークショップ等での参加者の皆さんのご意見も活用しながら、さらに充実を図っていきたいと考えております。

同様に、165ページで進め方のイメージを、ステップという言い方でお示ししております。

166ページには、多様な主体によるまちづくりの促進、今話題になっているエリアマネジメントといった記述、また、多様な主体によるマネジメントのイメージ等をお示ししております。

167ページでは、ICTの活用、また施策の推進等ということで、公共交通情報ワンストップサービスの提供のイメージ図等をお示ししております。

続きまして168ページでは推進方策をお示しし、また、169ページでは計画、手法、進捗管理等についてお示ししております。この最初の部分につきましては、文章の表現のみとしております。

以上が、冊子となっております北区都市計画マスタープラン改定素案ということで、まとめをおこないました。

引き続きまして、去る5月18日におこないました第3回のワークショップの結果のご報告でございます。資料としては2つ目でございますA4判、A3判、合わせてホチキスどめをしてあるものをご覧ください。

昨年度からワークショップを実施してございまして、通算で第3回となる開催となりました。東田端のふれあい館でおこないまして、当日は14名の参加をいただきました。専門部会からは、村上部会長をはじめ、合計4名の方がご参加もいただきまして、実際の状況もご覧をいただけたと思います。

当日の様子といたしましては、A4の1ページ目、下の写真にございますように、4つのテーブルごとに、分野別のテーマを設定いたしまして、参加者順次回っていただきながら、その目標についてのご意見をいただきました。通算3回目ということで、参加者同士、顔見知った方もできながら、活発なお話し合いがいただけたと考えております。

最後、記念写真を撮影しようというご意見もございましたので、右下の部分にそのとき撮った集合写真を載せております。

続きまして、当日のご意見と、それぞれ模造紙に付箋等を張っていただいたもの、こちらについてのまとめとなっております。それぞれの分野別に合わせた目標について、付箋等を用いて記入していただきました。こういったもののまとめをさせていただいて資料としましたのでご覧ください。

今後の都市計画マスタープラン、さらに検討を加える中で、この資料をまた第4回目のご意見も活用させていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

では、最後になります。スケジュールの説明です。

一番下にございますA3横判の資料をご覧ください。左側が3か年度にわたる全体のスケジュールです。

一番下、令和元年度、今年度分を抜き出したものが右側のページにございます。これまで、8回の庁内検討連絡会、また専門部会、昨年度から5回開催していただきまして、本日の素案まで固めてまいりました。本日、本審議会でのご意見を踏まえまして、素案といたしまして、来たる8月19日から30日まで、北区内7地区において懇談会を開催をいたしまして、主に第5章、地区別の方針、こちらへのご意見をいただきたいと思いますと考えております。我々では、気がつかない地区の魅力、また課題等をお示しをいただければと考えております。

また、同時期には、懇談会には参加できない方も考慮しまして、素案への意見募集もおこなう予定でございます。

また、最後となる第4回のワークショップについては、8月31日に開催をいたします。懇談会、ワークショップを通じて、区民の皆様のご意見吸収をしていきたいと考えております。

その後となります秋以降につきましては、10月から11月にかけて、庁内の検討連絡会、専門部会、また本都市計画審議会と順次開催いたしまして、年末年始のパブリックコメントに向けたさらなる検討をおこなっていききたいと考えております。

パブリックコメント後、年明けにも同様の開催をいたしまして、年度末には答申を得たいという想定でのスケジュールをお示ししております。

なお、現在、東京都においても、都市計画区域マスタープランの都市計画変更に向けた動きがございます。都市計画変更を来年度末というようなことを聞いておりますので、スケジュールにつきましては、今後とも東京都の動き等も留意してまいりたいと考えております。

また、引き続き、東京都を初め、関係機関、団体、隣接区との調整等、また区内部におきましては、同時に進行しております各種計画の改定等もすり合わせをしながら、並行して作業を進めてまいりたいと考えております。

関係する皆様には、引き続きのご協力をお願いいたします。

大変雑ぱくでしたが、以上をご説明といたします。長時間にわたりお聞きいただきましてありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

では、皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思います。非常に大部になってまいりましたので、少し分けていきたいと思います。

まず、改定素案の序章から3章まで、54ページまでで、ここまでの間で、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

何かありましたら、いかがでしょうか。

(委員)

私も専門部会のメンバーでもありますから、いろいろと意見を申し上げさせていただいてきたんですけども、一番気になっているのは、一つは上位計画との関係です。地元から反対意見のあるもの。それから、地元で少数意見なんだけど、大事な意見があるもの。これをどう取り入れていくかということがとても大事だと思っています。後で説明があるのかもしれませんが、残念ながら今回、東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針の案が示されましたけれども、国のほうは大分、都市計画道路の見直しを進めるような通知もなされて、各道府県、随分と都市計画道路の廃止や見直しをやっております。ただ、東京は非常に少なく、実現性の低い道路でも計画変更がないというのが、すごく特徴的で、今回も随分少ないなという実感を持ちました。私の実感になりますが、北区でいうと例えば補助第91号線が明治通りをまたいで、上中里駅方面に上がっていくというような計画は、とても地形的にも難しくて、困難性が高いなと思っております。しかし、これも何の見直しもされない。あそこの場合は、梶原銀座商店街がなくなるような計画にもなっておりますし、こういうものをどういうふうに扱っていくのかということについて、やはりもう少し踏み込んだものが欲しかったなと思います。東京都のほうで見直しがされないと、従うしかないのかなというところがあって、このあたりが地域の都市計画マスタープランとしては非常に難しい問題があると思いますし、こういうものを都市計画マスタープラン上、どういうふうに扱うのか、率直に言って、ずっと疑問に思っているところです。

もう一つ、特に東京都の場合は、道路が都市計画の中心というふうに何となく感じられて、住まいとか、産業とかというものがどうもちょっと後景に追いやられているような気がします。ここのところをもう少しすっきりと整理、あるいは、すっきりとできないところを、どういうふうに地元として、地域の都市計画としていかしていくのか。ここがすごく大きなポイントになってくるんじゃないかということを感じておりますので、そのあたりを記述上も何らかの工夫ができないのかなと意見を申し上げておきたいと思います。

それからもう一つ、人口の問題がかなり大きなテーマになってきました。人口推計が一言でいえば、外れてしまったというか、ずっと人口減少、少子化高齢化が続くと思ってきたんですけれども、少子化に一定の歯どめがかかって15年間は子どもたちもふえ続けるという形に推計上はなったわけで、その後、また減るからいいんだということでは、ならないわけです。そのあたりの問題をどうするのか。

ここには、全体として北区の場合は、交通の利便性の高さがあって、子育てのしやすさということも一つ大きなポイントになって、子どもの人口が増えてきているということなどをどのように都市計画上にいかしていくのか。直接的に関わりはないとは思いますが。確かに、土地利用だとか、交通の計画だとかというのは直接的に関わりはないんですけれども、しかし、住宅というのは、かなり大きな要素を占めますし、北区の場合は、住宅団地のあり方が、若い層が流出していく一つの要点になってしまった。今、最近またタワーマンションのあり方、随分話題になってきたりして、もちろん住宅マスタープランというのもありますけれども、人口だとか、いろいろなものにかかわってくるので、都市計画マスタープランとしても何らかの記述ができないか。推計が外れたり、予測が外れたり、考えていたことと違ったり、地元から強固な意見が出たりというときに、それを反映する仕組みみたいなものを都市計画マスタープラン上どういうふうに取り入れたらいいのかということ工夫する必要があるのではないかと常に思っております。そのあたりを、ぜひ、いかせるようなものにしていただければいいのかなというのを意見として申し上げておきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。

いずれも今後、これを作っていくときに留意していただきたい事項だと思います。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、ちょっと進んで、4章はいかがでしょう。55ページから分野別ですね。55ページから89ページまでです。いろいろな分野がありますけれども、いかがでしょうか。

お願いします。

(委員)

私が東日本の大震災などですごく強く感じたことは、住まいをどう確保するのかということと、あと、なりわいをどう維持するのかということで、これが非常に重要な問題だと感じたんですね。

防災・減災のところでは、そういう形のものが大分出てきたな、と思いました。これで十分とはいえないとは思いますが、出てきたなとは思ったのです。先ほど、ちょっと申し上げた住宅の問題も、一つ大きなポイントになると思います。

北区の場合は、土地利用でも、工業や商業の用地が随分減って、住宅がふえてきているということが、前段で書かれていましたけれども、今後この傾向との関係で、やっぱ

り産業振興という考え方だとか、人口の維持という考え方だとか等の関係で、どうするかということが非常に大きな問題になる。特に、私が思っているのは、住宅のところ、都市計画マスタープランとの関係の中で、大規模団地のあり方とか、タワーマンションが大分話題になりましたけれども、こういう共同住宅のあり方とか、こういったものを都市計画マスタープラン上、何らかの形で少し踏み込んだ記述ができないものでしょうか。

あと、産業のところも、これからどういうふうに発展していくか、ちょっと難しいところがあります。地域にとっては、商店街がなくなったり、減っていったりという課題があり、特に高齢化が進んでいって、高台ということになると、買い物難民のような問題が出てくる。このようなことを課題にさせないために、ではどうするのか、というようなことはまちづくりの課題としても非常に大事なかなと思っています。

そういったところなどを、例えば住環境のところ、どのように位置づけていくのか、私自身も具体的な意見があるわけではないし、どのように記述するかを考えると非常にこんがらがって難しくなるので、今ここで述べるということがなかなかできないですけれども、やっぱり難しいけれども、取り組んでいかなければならない課題として、何らかの記述ができないものかなというのをちょっと強く感じています。

もう一つ、歴史的なものというの、特に北区は歴史のまちというのもありますし、鉄道のまちというようなところもあったりして、そういった部分で、随分いろいろな変化が出てきているものを、やはりマスタープランというところと、都市計画というところで、どういうふうに扱うか。非常に難しく、専門の先生方からもそういったところを教えてもらいたいぐらいだなというのを常々感じているので、専門部会の場でももう少し議論していければいいと思っています。素案の中に盛り込めなければ、これからの意見聴取の中であるとか、あるいはパブリックコメントの場などで、いかしていただければいいかなと思っています。

(会長)

ありがとうございます。

ぜひ、専門部会等で議論を詰めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

ほかはどうでしょうか。

(なし)

(会長)

では、よろしければ、5章ですね。地区別のまちづくり方針ということで、それぞれ地区代表の方も参加いただいていますけれども、何かありましたらお願いします。

(委員)

北区町会自治会連合会の副会長です。

第5章、地区別のまちづくりの方針の一番先に浮間地区が偶然出ているんですね。北区町会自治会連合会の問題重要点は幾つか挙げて、多分要望書か何かを渡辺北区議会議長と花川区長さんのほうへ出すような予定も若干あるんですけれども、今どの地区も滝野川も王子も、それから赤羽もコミュニティバスがどうしても必要になってきている。特に浮間地区は、急速にマンションが建って、人口が増えても、その足がないんです。人の交流をなさないと都市計画マスタープランに書いてあります。人の交流が大事だと書いてあるんですけれども、人の交流をするためには、やっぱり足が大事ですよ。コ

コミュニティバスみたいな。路線バスを急きょ中止になって、足がなくなって、離れ小島みたいになっているので、何とかしてくれというのが、浮間の人たちの意見なんです。これは、順位をつけてやっぱりやっていただかないと、みんな平等に一緒にやるよというのだと、なかなか難しくて前へ進んでいけないので、やっぱり大事なもの、大変なもの、問題が大きいものを順位をつけながらこなしていただきたい。そうでなければ、都市計画マスタープランというのはなかなか完遂していかないんじゃないかなと、審議会に出るたびに常を感じるんですね。そのあたりはどういうふうにお考えなのか。ちょっとお聞きしたいです。

(会長)

ありがとうございます。

では、ご質問がありました。お願いします。

(都市計画課長)

事務局からです。

小川委員がおっしゃるとおり、それぞれの地区でそれぞれコミュニティバスの路線というお話が出ております。都市計画マスタープランの中では、コミュニティバスも含めて、地域の将来都市像のところで、地域公共交通の利便性向上というようなところの問題提起をさせていただき、具体的なところは今年度以降さらに検討が進めていくとしておりまして、都市計画マスタープランの中ではそういった検討が受けられるように表示しております。

ただ、具体的になかなかどこの地区だけ優先的にというのができませんので……。

(委員)

コミュニティバスを一番に優先してやったらどうですか。

(都市計画課長)

わかりました。各地域の公共交通が非常に重要だということで、表記の順番等についてはご意見も参考にしながら具体的な編集作業の中で検討してまいりたいと思います。

以上です。

(会長)

よろしくお願いいたします。

区民の皆さんの関心が非常に高いテーマだと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

(会長)

そうすると、あと6章というのは今後の実現に向けた方策があります。それから、あと、二つ資料があって、第3回ワークショップ結果概要というのと、今後のスケジュールとありますので、ここを含めて、何かお気づきの点などがございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(委員)

スケジュール上の問題で、パブリックコメントがいつも年末から年始にかけてということですが、年末年始の皆さん忙しいときに意見を書かせるのか、とこういう問題が出てくるように思うのですが、うまいこと時期を設定できないものでしょうか。このあたりはどのようにお考えですか。

(都市計画課長)

毎年ご意見をいただきまして、毎年スケジュールの時期についてご指導いただいて、毎年同じような時期になってしまうという大変申し訳ない現状ですが、年度末に目標を設定するとこういう日程になってしまうという年度の宿命がございます。パブリックコメント等をいただきまして、年度内に正案とする、そういった日程を逆算しますとなかなかそのころにならざるを得ないかなというところなんです。今回の場合、都市計画マスタープランにつきましては、東京都の動き等、スケジュール調整はあると思うんですけども、現状では、年度末に本審議会より答申をいただくという日程の逆算からは、なかなか大きく年末年始を外すことは難しいと考えております。

なるべく、事前にこういった形でご覧いただく機会を設けながら、パブリックコメントとしては、いつもの期間でお願いできればと考えております。申し訳ございません。

(委員)

ということであれば、夏に素案についての懇談会がありますね。ここで、周知徹底というか、皆さんが参加しやすいようにしていただく工夫と力の入れ方をしていただきたいです。その上で、パブリックコメントの期間ですが、東京都との調整があるので多分苦労されていると思うのですが、そのあたりも含めて事前のアナウンスについて少し力を入れてやっていただきたいと思います。

それがないと、意見を書く、あるいは読むこと自体がなかなか大変かなと思いますので、ぜひそのあたりの工夫をお願いします。

(会長)

ありがとうございました。

関連して、私一つ伺いたいのですけれども。今後のスケジュールの左側のページの今年の8、9月のところに改定素案に対する意見募集と書いてあるんですけども、これは何でしたっけ。

(都市計画課長)

先ほどスケジュールのところで若干ふれたのですが、平日の夜間に7地区で懇談会を開かせていただきます。ただ、なかなかそういった機会においでになれない方も多数いらっしゃると思いますので、そういった方に向けまして、ホームページ上などでご提示しながら、ご意見があれば、懇談会に見えない方でもご意見をいえるような機会を設けられればと、今、考えております。そういった部分で、なかなかその日の夜は無理だよという方も見ていただいて、ご意見がいただければ、そういった部分も反映をして、夏の期間、ぜひ区民の皆様、広くご意見をいただければということで、今考えていると、そういった部分でございます。

(会長)

ということは、ある意味でパブリックコメントそのものではないかと思います。だから、これをすごく宣伝をして、いろいろな方から早い段階に意見をいただけるようにし

ておけばいいということだと思います。
そのほかどうでしょう。お願いします。

(委員)

ちょっと戻りますが、84ページ、85ページに、水害と土砂災害に強い市街地形成方針図、また、避難路・救援物資輸送路確保という図がございます。

こちら、以前からお話ししていますとおり、この急傾斜地はどうしても改善していくことができないという状況の中、一方で水害・災害に強い市街地を形成することは当然であり、そのときの避難路を確保するべきことも当然です。ただ、実情として、今までとは考えられないほどの水害・災害が起こっている中、この土砂災害ということに対して、以前から議会側から求めているように、どうやっても北区だけで解決できる問題ではございません。ですから、東京都や国を交えて、どのように区民、都民、国民の生命、財産を守るのかということをもう一步踏み込んで、庁内でしっかり対策をしてもらいたいと思っております。

都市計画マスタープランに示すべきことではないかとは思いますが、実情でいきますと、解決策の中での163ページのところに、北区、区民、教育機関、研究機関、事業者というようないろいろな形でフォーマットが出ております。このフォーマットの見えないところで、国や東京都とどう協議をして地域の人たちの生命、財産を守っていくのかというのは、基礎事実からしっかり発信をしていかないと、守り切れるものではございません。しっかりと対策をとってもらいたいという希望をしたいと思います。

あわせて、これは議会側の話ですけれども、特別区議会議長会を通じて、この東京都と国に対する要望事項というものを今回取り上げる方向になりましたので、行政側もしっかりその部分を捉えてください。これは一昼夜にできることではないと思います。

ただ、この高低差を抱えている基礎自治体から常に共同で発信していかない限り、守る対策は届かないと思いますし、どうしても国は、自然崖中心の発想になってしまっていますから、人工崖のところもしっかり対応していくんだという思いに責任感を持ち続けて対策をとってもらいたいというふうに希望しておきます。

(会長)

ありがとうございます。

(都市計画課長)

貴重なご意見をありがとうございます。

まさしく今も日本、豪雨に襲われている地域があるというところで、今回ご指摘いただきました163ページ、若干ですが、国、東京都を他自治体との連携ということで、頭出しだけはしてございます。こんな言い方では弱いというご意見を今いただいたと思います。そのあたりを少し、連携だけではなく、もうちょっと強い言い方がないかどうかは考えながら、マスタープランとしては、そこが限界だとは思いますが、思いを受けとめて再度中身を詰めていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

よろしくお願いいたします。
そのほか、よろしいでしょうか。
お願いします。

(委員)

王子地区町会自治会連合会の会長です。

この会に初めて参加させていただいたんですけれども、たまたま今、前の段階で別の委員から災害のことでご意見があったので、それに連動するような形でちょっといわせていただきます。

私の住んでいるところが豊島二丁目、王子東区域になりますか。私のところでは、万が一の災害のときには、滝野川第三小学校が避難場所の地域になっていまして、うちの豊島二丁目町会でもいろいろな形で防災訓練をします。一応、私のところからいうと柳田小学校が避難集合場所、それから滝野川第三小学校が逃げ場になっています。それで防災訓練では、とりあえず溝田橋まで、あるいは王子駅までとかいって、段階を踏んで、そういう震災の避難訓練ということを一応やっているわけなんですけれども、正直な話、今、王子駅まで行くのでも、平時ですよ、平時。平時でも、大変なんですよ。というのは、年寄りがいれば子どもたちもいるし、私が若いころだったら10分あれば楽に王子駅までは普通に歩いたんですけども、もうこの年になると少なくとも15分、下手をすると20分というものをかけるわけなんです。これが万が一、仮に私のところからいうと、川に近いとか、石神井川、荒川が近いとか、あるいは、今一番問題になっている赤羽のほうの土手が決壊したとかどうかということを含めると、私のところでは予想で5メートルぐらいの水深になるということなんです。その段階で今いったように、私の地域から滝野川第三小学校まで逃げるのに逃げないことがあったり、平時でもさっきいったように王子駅まで歩いて10分から15分かかったりする。加えて、万が一のときには、各方面から人が避難する。あるいは自動車で来る。あるいは自転車で来る。そういう状況の中で、滝野川まで行けるとということが第一だとすると、想像だけでも、逃げられないように思えます。高台に逃げられれば水に対しては避難ができるということなんです、今いった北区でいうと境界になっているJRの西側の高台は、そこまで行くのに行けないということを考えたら、正直な話、地域にある高さが10メートルを超えるようなマンションだとか、あるいは倉庫だとか、工場だとか、そういうところが避難所にならないか。今、一般的にはマンションでも単純には入れないですよ。あそこに高いマンションがあるからあそこに行けといっても、もう今は入れないような設備になっているから。

ということで、我々が地域として、その地区のそういう高さがあるマンションへ行って、交渉をしてもなかなか話を聞いてくれないんです。ですから、そういうところと交渉するには行政から、万が一そういうことになったら皆さんお互いに協力、いいかえれば、公助、共助をしましょうといえ、お互いに助け合わなくてはだめだ、となると思います。ですので、そのあたりを、どこかのラインで行政にも考えてもらわなくては行けないと思います。

我々が個々に、町会の代表だから、あるいは地区の代表だからといって、お宅のマンションは高さがあるし、広いから何とかそういう時は協力してくださいといっても、多分、我々がいったのでは話を聞いてくれないと思います。

ですから、これは、公のほうで応援していただかないと無理だと思うので、その点ぜひよろしくお願いします。

以上です。

(会長)

ありがとうございます。

ご意見として承ります。

都市計画マスタープランの中でどう表現するかはちょっと議論が必要だと思いますが、

ご意見として受け賜りたいと思います。

(委員)

162、3ページのあたりなんですけど、北区は最近大学が増えているといいますか、入ってきていて、いろいろと地域に対していろいろなサポートをしてもらえるのではないかと期待があると思います。ここで見ると、教育機関というのは小・中学校と社会教育施設を考えていらっしゃるようで、そうすると大学は研究機関という位置づけなのかなと思うんですね。

ただ、大学が調査研究をするというとき、教員だけが何かをやっているのではなくて、学生が大体一緒にフィールドに出てやっている。そういう意味では、北区が学生を育てる教育の場にもなっているんですね。そういう意味では、彼らが北区でいろいろな調査や研究に携わりながら、地域と交流して育っていくということは非常に重要なことで、北区の大学ではなくて、私の大学の例なんですけど、フィールドに入ってそのままその住民になって住みつく学生が、数はそんなに多くないものの、毎年数人ぐらいずつ出てきます。

それは、今後の北区の環境をよくしていく上で、非常に重要な役割をもっているんで、研究機関というのは一方的に何かを研究してくれる機関ではなくて、名称を教育研究機関にした上で、教育が関わっているという位置づけにして、役割をきちんともってもらうような記述をしておいたほうがいいのではないかなと思いますので、以上を意見とさせていただきます。

(会長)

ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思います。表記をうまくしたらいいのではないかと思います。ありがとうございました。

ほかどうでしょう。

それでは、よろしいでしょうか。

(なし)

(会長)

そうしましたら、引き続き、専門部会を中心にご検討いただきまして、また、この審議会にもご報告いただくということなので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

報告事項もここまでとなります。

何かその他、本日ございますでしょうか。

お願いします。

(都市計画課長)

では、引き続きまして、先ほど若干お話が出ました、本日お配りしました東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針(案)というタイトルで、A4判のこちらを整合された冊子、こちらをご覧くださいと思います。

本案につきましては、去る7月12日から来たる8月12日まで、パブリックコメントが現在おこなわれております。この冊子についての概略の説明をいたしますのでよろ

しく願います。

では、冊子11ページをご覧ください。

これまでの経過等述べられておりまして、11ページに端的な図が載っておりますので、こちらでご説明をいたしたいと思っております。

平成28年3月、東京都における都市計画道路の整備方針、いわゆる第4次の事業化計画というものが策定されまして、その中で優先整備路線等になっておりませんでした未着手の都市計画道路、これが今回の対象となっております。

11ページの図の中では、青く囲まれて、着色がされております。延長でいいますと約535キロ、こちらが検討の対象となり、これまで検討がおこなわれてきたというものでございます。

具体的には、非常に細かくて見づらいんですが、一番下に入っております。

13ページの地図。こちら色分けを4色で色分けをしておりますが、こういった部分が対象路線となっております。

続いて15ページをご覧くださいますと、どのような項目を検証したのかを、大・小という項目立てをしております。

下側のところ、検証項目というところ、合計しますと全部で8項目にわたったものについて検証をしております。

この後、それぞれの検証項目ごとに、検討の中身、またその結果というところで、解説が入っております。

結果といたしましては、最後のほう、75ページになるんですが、こちらで一覧表として表示されております。

北区におきましては、今回約9.9キロが対象でしたが、都市計画の手続きをおこなう対象は北区にはなかったという検証結果となっております。

77ページにA3判で織り込みになっております。こちらに地図が出ておりますが、こちらで色がついている路線、また、ポイントごとで示されているところ、こちらが今回、具体的に都市計画の変更の検討に入ろうというところのプロットになっておりまして、北区については、プロットがございません。今回、このパブリックコメントの対象となっておりますそれぞれの箇所、路線につきましては、北区内にはございませんが、東京都でのこういった取り組みの中で、現在パブリックコメントがおこなわれているということをお知らせいたします。

以上でございます。

(会長)

ただいまのご説明につきまして、何かございますか。よろしいですか。

はい、どうぞ。

(委員)

先ほども申し上げましたが、やはりそれぞれの残されている道路について、それぞれのご意見を頂戴したいですね。未着手道路について、それぞれの地域の皆さんからご意見頂戴したいという気持ちもありますので、ぜひそのあたりのアナウンスをお願いしたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。

ご検討をお願いします。

ほか、いかがでしょうか。

(なし)

6. 閉 会

(会長)

では、そういうことでございます。
委員の皆様から、ほか何かございますか。
よろしいですか。
それでは、本日の議事は以上です。

(なし)

(まちづくり部長)

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ありがとうございました。この間、素案作成に当たりましては、都市計画マスタープラン専門部会長のもと、鋭意取り組んでまいりました。本日、素案としてお示しをさせていただき、区民の皆様の説明できるような状況になったものと考えております。

ただいまいただいたご意見、それからご要望等につきましては、今後精査をさせていただき、そして、しつらえも少し整えながら、会長、副会長とご協議をさせていただき、素案として、今後地域に出していきたいと考えております。

本日はどうもありがとうございました。